

**債権差押命令の申立書に請求債権中の遅延損害金につき申立日までの確定金額を記載させる執行裁判所の取扱いに従って債権差押命令の申立てをした債権者が差押債権の取立てとして金員の支払いを受けた場合の、申立日の翌日以降の遅延損害金を支払いを受けた金員に充当することの可否**

【文献種別】 決定／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 平成29年10月10日

【事件番号】 平成28年（許）第46号

【事件名】 債権差押命令申立て却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件

【裁判結果】 破棄自判

【参照法令】 民事執行法155条1項・2項、民法491条

【掲載誌】 民集71巻8号1482頁、裁時1685号23頁、判タ1449号99頁、金判1529号8頁、金判1543号32頁、金法2091号63頁

LEX/DB 文献番号 25448955

## 事実の概要

Xは、平成28年1月12日、東京地方裁判所に対し、Yを債務者、Zを第三債務者とし、請求債権をXのYに対する報酬請求権、遅延損害金及び執行費用の合計117万9,934円とし、被差押債権をYのZに対する介護給付費等に係る債権として、債権差押命令の申立てをし、同月20日、差押命令が発令された（以下、「前件差押命令」という。）。

請求債権に係る債務名義（以下、「本件債務名義」という。）は、元本及びこれに対する支払済みまでの遅延損害金の支払いを内容とするものであったが、東京地方裁判所では、債権差押命令の申立書には、請求債権中の遅延損害金については、申立日までの確定金額を記載させる取扱い（以下、「本件取扱い」という。）をしていたことから、本件における差押命令の申立てにおいても、Xは、本件取扱いに従い、請求債権中の遅延損害金を上記申立ての日までの確定金額としたものである。

Xは、平成28年2月22日から同年3月31日までの間に、Zから、取立てとして、4回にわたり、上記請求債権に相当する額の支払いを受けた。

Xは、平成28年4月11日、東京地方裁判所に対し、Yを債務者、Zを第三債務者として、被差押債権を前件差押命令における被差押債権と同

じものとし、請求債権を以下のものとして差押命令の申立てをした。すなわち、本件債務名義に表示された債権のうち、上記取立金が前件差押命令の申立日の翌日から支払日までの遅延損害金にも充当されたものとして計算した残元本、最終支払日の翌日以降の遅延損害金及び執行費用の合計1万6,797円である。

原々審、及び原審は、Xが本件取扱いに従って前件差押命令の申立書に請求債権として元本、申立日までの遅延損害金及び執行費用の確定金額を記載した以上、申立日の翌日以降の遅延損害金は取立金への充当の対象とはならないものと解すべきであるから、取立金が申立日の翌日以降の遅延損害金にも充当されたものとする本件申立ては許されないとして、本件申立てを却下した。Xが許可抗告の申立てをした。

## 決定の要旨

原決定破棄、差戻し。

「金銭債権に対する強制執行は、本来債務者に弁済すれば足りた第三債務者に対して、差押えによって、債務者への弁済を禁じ、差押債権者への弁済又は供託をする等の義務を課すものであるから、手続上、第三債務者の負担にも配慮がされなければならない。本件取扱いは、請求債権の金額

を確定することによって、第三債務者自らが請求債権中の遅延損害金の金額を計算しなければ、差押債権者の取立てに応ずべき金額が分からないという事態が生ずることのないようにするための配慮として、合理性を有するものである（最高裁平成20年（受）第1134号同21年7月14日第三小法廷判決・民集63巻6号1227頁参照）。そして、元金及びこれに対する支払済みまでの遅延損害金の支払を内容とする債務名義を有する債権者は、本来、請求債権中の遅延損害金を元金の支払済みまでとする債権差押命令の発令を求め、債務名義に表示された元金及びこれに対する支払済みまでの遅延損害金相当額の支払を受けることができるのであるから、本件取扱いに従って債権差押命令の申立てをした債権者は、第三債務者の負担について上記のような配慮をする限度で、請求債権中の遅延損害金を申立日までの確定金額とすることを受け入れたものと解される。

そうすると、本件取扱いに従って債権差押命令の申立てをした債権者は、債権差押命令に基づく差押債権の取立てに係る金員の充当の場面では、もはや第三債務者の負担に配慮をする必要がないのであるから、上記金員が支払済みまでの遅延損害金に充当されることについて合理的期待を有していると解するのが相当であり、債権者が本件取扱いに従って債権差押命令の申立てをしたからといって、直ちに申立日の翌日以降の遅延損害金を上記金員の充当の対象から除外すべき理由はないというべきである。

したがって、本件取扱いに従って債権差押命令の申立てをした債権者が当該債権差押命令に基づく差押債権の取立てとして第三債務者から金員の支払を受けた場合、申立日の翌日以降の遅延損害金も上記金員の充当の対象となると解するのが相当である。」

## 判例の解説

### 一 債権差押命令申立書における請求債権中の遅延損害金に関する「本件取扱い」

債権執行の実務において、請求債権中の遅延損害金については、たとえ債権者が支払済みに至るまでの利息・遅延損害金を請求することができる債務名義を有している場合であっても、債権差押

命令の申立書には申立日までの利息・損害金を計算して確定金額を記載することが求められる取扱いがなされていた（本件取扱い）。この取扱いは、本件決定が述べるように、第三債務者自らが請求債権中の遅延損害金の金額を計算しなければ、差押債権者の取立てに応ずべき金額が分からないという事態が生じないようにするための配慮としてなされているものである。そして、本決定は、差押債権者が、本件取扱いに基づいて申立書に記載された金額について取立てにより弁済を受けた場合、この金額が支払済みまでの遅延損害金に充当されることを認めたものである。

なお、申立書に記載されていない支払済みまでの遅延損害金が期限未到来の執行申立てに当たするため、執行開始の要件（民執30条1項）を満たすか問題となる、との指摘もある<sup>1)</sup>。しかし、附帯債権については、これを認めないと、附帯債権の発生のたびに別途債権差押命令の申立てをしなければならず、債権者にとって非常に煩雑であり、また訴訟経済にも反するため、基本債権に基づいて執行が開始された以上、申立時以降の期限未到来の附帯債権も訴求債権とすることができる<sup>2)</sup>。

### 二 関連する判例

本決定の問題と関連する判例として、本件決定の要旨においても挙げられている、最判平21・7・14（民集63巻6号1227頁）がある（以下、「平成21年最判」という。）<sup>3)</sup>。平成21年最判は、本件取扱いに従って債権差押命令の申立てをした債権者は、配当手続において、特段の事情がない限り、債務名義の金額に基づき、配当期日までの遅延損害金の額を配当額の計算の基礎となる債権額に加えて計算された金額の配当を受けることができると判断したものである。同決定の内容を整理すると以下ようになる。

まず、本件取扱いの適法性について、「金銭債権に対する強制執行は、本来債務者に弁済すれば足りた第三債務者に対して、差押えによって、債務者への弁済を禁じ、差押債権者への弁済又は供託をする等の義務を課すものであるから、手続上、第三債務者の負担にも配慮がされなければならない。債権差押命令の申立書に記載する請求債権中の遅延損害金を申立日までの確定金額とすることを求める本件取扱いは、法令上の根拠に基づくも

のではないが、請求債権の金額を確定することによって、第三債務者自らが請求債権中の遅延損害金の金額を計算しなければ、差押債権者の取立てに必ずべき金額が分からないという事態が生ずることのないようにするための配慮として、合理性を有するものというべきである。」として、第三債務者の負担を考慮して、本件取扱いの適法性を認めた。

つぎに、本件取扱いに基づく申立てをした債権者の意思に関して、「本件取扱いに従って債権差押命令の申立てをした債権者は、第三債務者の負担について上記のような配慮をする限度で、請求債権中の遅延損害金を申立日までの確定金額とすることを受入れたものと解される」とし、本件取扱いに従って債権差押えの申立てをした債権者の意思を解釈している。

最後に、配当手続において、債権計算書により申立後の附帯債権を請求債権に追加することができるかについて、「本件取扱いに従って債権差押命令の申立てをした債権者であっても、差押えが競合したために第三債務者が差押債権の全額に相当する金銭を供託し（同法 156 条 2 項）、供託金について配当手続が実施される場合（同法 166 条 1 項 1 号）には、もはや第三債務者の負担に配慮する必要はないのであるから、通常は、債務名義の金額に基づく配当を求める意思を有していると解するのが相当である。」として、ここでも債権者の意思の解釈として、配当段階では、債権者は、本件取扱いに従った配当を受ける意思、すなわち本件取扱いに従う意思は認められない、として債務名義の額に基づく配当を認めている。

この処理は、段階的に手続が形成されていく債権執行の全段階を通じて本件取扱いを否定せず、段階ごとに本件取扱いの妥当性を検討した結果、申立段階では肯定し、配当段階では否定したものと評価される<sup>4)</sup>。

### 三 検討

#### 1 平成 21 年最判について

まず、平成 21 年最判について、本判決に係る点について若干触れておく。同判決は、本件取扱いの適法性を認めたものである。これにより、債権者が本件取扱いに従わない申立てをした場合、すなわち、附帯債権を「支払済みまで」と表示し

て申立てをした場合には、この申立ては不適法となると解される。この点、債権者としては、その意思にかかわらず、判例法理に基づいて、又はそれによる窓口指導により本件取扱いに従わなければならないのであり、そのような状況における債権者の意思を問うことに意味はないように思われる。

たしかに、第三債務者は、債権者と債務者間の執行関係とは無関係の第三者でありながら、二重弁済の危険を負う等の、いわば迷惑を被る者であり、そのような第三債務者に過度の負担を課することは許容されない。債権に対する差押えに際して、被差押債権の特定が要求され（民執規 132 条 2 項）、そこでは第三債務者の負担が大きな問題とされるのも、債権執行における第三債務者の地位の特性によるものである<sup>5)</sup>。したがって、第三債務者が取立てに際して支払うべき債権の額を計算しなければならず、計算を誤ったときに二重払いの危険も負担することに配慮すれば、本件取扱いは正当化することができる<sup>6)</sup>。

平成 21 年最判によれば、本件取扱いに従って債権差押命令の申立てをした債権者は、配当手続において、債務名義の金額に基づき、配当期日までの遅延損害金の額を配当額の計算の基礎となる債権額に加えて計算された金額の配当を受けることができる。このとき、差押えの申立ての金額と配当の基礎となる金額が異なることをどのように説明されるべきか。これについては、本来表示されていない配当期日までに生じる附帯債権も潜在的に差押えの対象となっていると解するべきであろう<sup>7)</sup>。

以降では、このような 21 年最判の理解を前提として、本件で問題となっている取立ての場面について、利害関係人がそれぞれいかなる利益状況にあるのか考察する。

## 2 関係人の利益

### (1) 第三債務者の利益

上述の通り、第三債務者は、本件取扱いによって取立ての際に支払うべき金額を計算しなければならない負担は負わない。では、本件で問題となるように、取り立てられた金員が支払済みまでの遅延損害金に充当されること（以下、「本判決の取扱い」という。）につき、いかなる利益状況にある

か。本判決の取扱いによれば、当初の差押申立ての際に含まれていない附帯債権について、本件のように、再び同じ債権を差し押さえられる可能性が生じる。これについては、再び取立てに応じなければならない煩雑さは存在するものの、他の状況における債権差押えと特段異なる事情はないため、第三債務者にとって受忍すべきところと思われる。

### (2) 債権者及び債務者の利益

ここでの債務者の利益は、債権者の利益に準ずる。すなわち、債権者が支払いを受けることにより、その金額について自己の債務が消滅するため、概ね利益を債権者とともにする。上述の通り、本件において債権者の意思解釈を問題とする意味はなく、本件取扱い等によって債権者が許容すべき事柄が問題となる。本判決の取扱いを認めないならば、当初の申立てに係る執行手続においては申立日から支払済みの時までの附帯債権については、弁済を受けることができない。実体上、同債権の存在は認められうるから、新たな債務名義の取得によって満足を受けることが可能ではあるが、債権者が本件取扱いに従ったことを理由に、このような手続の負担を負うことになる帰結は妥当ではない。許容されるのは、その満足のためには再度の強制執行の申立てを必要とする、ということのみであろう。

以上、第三債務者と債権者の利益状況をみるに、本判決の取扱いは妥当なものであると評価できる。

### (3) 裁判所の利益

なお、本判決の取扱いには、裁判所の負担を伴うとする指摘がある<sup>8)</sup>。たとえば、再度の債権差押命令申立ての発令審査に当たっては、請求債権額につき、前回までの差押えによって取り立てられた額はいくらかの、またその取立金が請求債権のどの部分に充当されたのかを、将来分損害金をも含めて正確に確定し、その結果残元金がいくなるかを計算しなければならない<sup>9)</sup>。ただ、このような裁判所の負担を考慮することで、債権者もしくは第三債務者の負担が重くなることは容認できないから、やはり本決定の取扱いは妥当であろう<sup>10)</sup>。

### ●—注

- 1) 鈴木=三ヶ月=宮脇編『注解強制執行法(2) 動産執行』(第一法規、1976年) 276頁 [稲葉威雄]。
- 2) 河村・後掲注3) 178頁。たとえば、福岡高決平8・4・19判時1609号117頁は、「民事執行法30条1項は、……強制執行制度が即時に請求を強制的に実現する制度であることから当然に要請されることを明らかにしたものであり、この要請は、基本たる請求について充たされていれば足り、基本たる請求債権が履行期にある以上、これに附帯する遅延損害金で強制執行申立後に期限の到来するものについてまで絶対的に必要とする趣旨と解することはできない」とする。反対説として、山口信恭「継続的債権の差押えの範囲についての一試論」司法研修所論集101号101頁は、継続的債権に対する差押えの具体的な事案において、第三債務者が負担を確定するための制度的保証がなく、また、実体法上は履行期到来後に取立てがない場合には弁済供託をすることによって債務を免れ遅延損害金が発生することがないことと比較して、第三債務者に遅延損害金の増加による取立債務の増加を防ぐ方法がない点で第三債務者の保護を欠く、とする。
- 3) 本平成21年最判の評釈として、見目明夫・金法1883号34頁、滝澤孝臣・金判1335号10頁、酒井博行・ジュリ臨増1398号147頁、絹川泰毅・ジュリ1401号90頁、同・曹時64巻4号192頁、名津井吉裕・速報判例解説(法七増刊)7号145頁、篠原啓輔・金法1905号44頁、長谷部幸弥・民商142巻4=5号428頁、石渡哲・判評621号27頁、河村好彦・法学研究(慶応)83巻7号173頁、吉岡伸一・NBL948号44頁、萩澤達彦・リマークス42号122頁、志田博文・別冊判タ29号216頁、畑宏樹・別冊ジュリ208号134頁、絹川泰毅・曹時64巻4号192頁がある。
- 4) 滝澤・前掲注3) 14頁。
- 5) 長谷部・前掲注3) 437頁。
- 6) 債権執行の場合には、申立後、比較的早期に取立て、または配当がなされることが多く、申立後の附帯債権が少額になることが多いことも、本件取扱いが認められる根拠とされる。萩澤・前掲注3) 123頁。
- 7) 石渡・前掲注3) 27頁。
- 8) 内田義厚「本件判批」金法2093号52頁。
- 9) 内田・前掲注8) 53頁。
- 10) 内田・前掲注8) は、それでも迅速かつ的確な差押命令の発令のためには、看過できない問題として、債権者は、再度の債権差押命令申立ての際に参考資料と計算結果を添付するなどして迅速かつ的確な発令に協力すべき、とする。

日本大学准教授 吉田純平